

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

メール版「NPO通信」 (令和4年7月1日号)

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

長野県県民協働課からメール版「NPO通信」をお送りします。
このメールは Bcc で送信しています。

【1】参加者募集：NPO法人運営セミナー「NPO法人のガバナンス～監事の役割～」を
オンライン及び佐久市市民活動サポートセンターで開催します（7月14日）

上記のセミナーを令和4年7月14日（木）13時30分から開催します。

NPO法人にとって監事の役割は大切です。監事の役割は年1回の会計監査だけではありません。監事がすべき役割を学ぶことで、NPO法人の運営基盤の強化にもつながります。何をすればいいか知りたい監事の皆様、どんな方に監事を依頼すればいいか知りたいNPO法人の理事・事務局の皆様、ぜひご参加ください！参加費は無料です。

■詳細はこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/npokaisanseminarr3.html>

■オンライン講座のお申込みはこちら

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=22817

■佐久市市民活動サポートセンターからの参加はこちら

<https://sakusapo.com/event/20220714/>

【2】定款を変更するためには県へ認証申請又は届出が必要です

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、県に、定款変更届出書の提出又は定款変更認証申請書を提出し認証を受けることが必要です。（特定非営利活動促進法第25条）

例えば、法人の目的や事業を変更する場合は「定款変更認証申請書」、事業年度や公告の方法を変更する場合は「定款変更届出書」の提出が必要です。

定款変更の手続きや必要書類についてはこちらをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/teikanhenkou.html>

【3】特定非営利活動促進法の Q&A シリーズ

Q. 事業報告書を提出しないとどうなるの？ A.過料（金銭罰）に処せられます。

NPO 法人は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。（特定非営利活動促進法第 29 条等）長野県では、提出期限内に事業報告書の提出がない法人の役員に督促書を送付しています。督促書を送付しても事業報告書の提出がなければ、地方裁判所に過料事件を通知し、理事、監事又は清算人は 20 万円以下の過料（金銭罰）に処せられます。（同法第 80 条第 5 号）

なお、過料金額の決定は裁判所が行います。

事業報告書を通じて法人の情報を公開することは、市民の信頼を得ることに繋がります。毎事業年度終了後 3 か月以内に必ず提出してください。

■参考：事業報告書未提出法人への対応

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/kyodo/kyodo/npo/miteshutsu.html>

【4】「長野県みらいベース」を活用して寄附を集めてみませんか【(公財)長野県みらい基金】

長野県みらいベースは、個人・法人の皆様からの寄附を募り、公共的活動を行う NPO へ助成する橋渡しを行っています。NPO 活動を行う団体は、長野県みらい基金と連携を図りながら、サイトを使って寄附を募りたい事業の PR を行います。

なお、みらいベースを活用して寄附をした方は、税の優遇措置を受けることができます。

■長野県みらいベース URL：<https://www.mirai-kikin.or.jp/npo/>

【5】助成金情報

■ふるさと・きずな維持・再生支援事業（2次募集）【福島県】

=====

震災に起因する当県の風評払拭活動を行う NPO 等が対象です。

●応募資格や募集期間等の詳細はこちらから

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055a/kizuna-r4.html>

■2022 年度男女共同参画・少子化関連顕彰事業【公益社団法人程ヶ谷基金】

=====

ジェンダー研究、子育て支援活動など、男女共同参画社会の推進又は少子化対策について、以下の部門ごとに定められた要件を満たした個人又は団体が対象です。

●応募資格や募集期間等の詳細はこちらから

<https://hodogaya-foundation.or.jp/equality/req/>

■令和4年度赤い羽根ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン コロナ禍の福祉活動応援助成【社会福祉法人長野県共同募金会】

=====

社会福祉・地域福祉の推進を目的とする県内のボランティア・NPO等の非営利団体が対象です。

●応募資格や募集期間等の詳細はこちらから

<https://www.akaihane-nagano.or.jp/covid-19>

【6】NPO法人からのお知らせ

■信州環境カレッジ協働講座「子育て世代のためのSDGs講座」（全6回）【(特非)長野県NPOセンター】

=====

子育て中でも楽しみながら、くらしの中で子どもたちとSDGsに貢献できたらいいと思いませんか？SDGsはみなさんの身近にあります。衣食住、地域、子育て…すべてはつながり合いながら影響し合っています。まずは、さまざまな取り組みを知ってお家でできること、地域でできること、一緒に考えませんか？

■イベント詳細はこちら

<https://www.npo-nagano.org/2022/06/08/2378/>

【県民協働課からのお知らせ】 イベント情報の掲載について

NPO通信（原則として毎月末発行）を活用していただき、NPO法人が行う、全県を参加対象にしたイベント情報の掲載を始めました。掲載を希望される法人は、次の情報を県民協働課までメールでお知らせください。

なお、参加者が特定地域に限定されている場合や募集期間が短期間のものなど、掲載できない場合もありますので予めご了承ください。

(1) イベント名 (2) 主催者 (3) イベント情報が掲載されているホームページ

配信について

※配信の停止を希望される、次のところまでメールでご連絡ください。

件名：「配信停止希望」 宛先：info-npo@pref.nagano.lg.jp



長野県県民文化部 県民協働課 協働・NPO係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7189

FAX 026-235-7258

E-mail info-npo@pref.nagano.lg.jp

